

## 土木部建設工事等随意契約事務審査会設置要綱

### (設置)

第1条 土木部が発注する建設工事及び建設工事に係る委託（測量、土木関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント及び建築関係建設コンサルタントに限る。以下同じ。）を行うにあたり、随意契約の適否等について審議を行うため、土木部建設工事等随意契約事務審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### (審議事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 設計金額が別表第1の金額を超える建設工事及び建設工事に係る委託（以下「建設工事等」という。）に係る随意契約の理由並びに地方自治法施行令の該当条項、見積徴取先選定理由、また特命随意契約にあっては、特定の者に限られる具体的理由の適否
- (2) 技術提案型契約に係る技術提案書の提出を求める者の選定
- (3) その他、委員長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 審査会は、別表第2の設計金額の区分に応じ、同表委員長欄及び委員欄に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる者以外の者を委員とすることができる。

### (職務)

第4条 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 3 委員に事故あるときは、当該委員があらかじめ指名した者がその職務を代理することができる。

### (会議)

第5条 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 審査会は、委員長及び委員（前条第3項の規定により代理出席した者を含む。）の過半数が出席しなければ成立しないものとする。
- 3 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、公開しない。

### (会議の特例)

第6条 委員長は、審査会を招集するいとまのないときは、前条の規定にかかわらず、半数以上の委員に回議する方法により、議決することができる。

### (関係職員の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、審議の対象となる建設工事等についての関係職員に対し、会議への出席及び説明を求めることができる。

### (秘密の保持)

第8条 何人も審査会の会議の内容を他に漏らしてはならない。

### (庶務)

第9条 審査会の庶務は、事業執行担当課において行う。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年9月24日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| 契 約 の 種 類 | 金 額   |
|-----------|-------|
| 建設工事      | 400万円 |
| 建設工事に係る委託 | 200万円 |

（注）設計金額は、消費税及び地方消費税を含む。

別表第2（第3条関係）

| 区 分                                                   | 委員長          | 委 員                                            |
|-------------------------------------------------------|--------------|------------------------------------------------|
| ・ 建設工事<br>設計金額 3億円以上<br>・ 建設工事に係る委託<br>設計金額 3,000万円以上 | 部 長          | 都市局長、次長、技術総括監、<br>事業執行担当課長、担当課班<br>長、監理課長、経理班長 |
| ・ 建設工事<br>設計金額 3億円未満<br>・ 建設工事に係る委託<br>設計金額 3,000万円未満 | 事業執行担<br>当課長 | 担当課班長、監理課長、経理班<br>長                            |

（注）設計金額は、消費税及び地方消費税を含む。